

地域の居場所づくり事業について

近年、留守家庭児童会入会希望者が増加し、放課後の子どもの居場所不足が課題とされています。

また、生涯学習の推進という点では、子どもだけでなく大人の生涯学習も推進していく必要があること、分館公民館があまり活用されていないという現状を踏まえ、令和7年度に、分館公民館を地域住民の居場所とするため、現行の子どもの居場所づくり補助金を「地域の居場所づくり補助金」へと変更するものです。

1 背景

- ① 留守家庭児童会入会希望者の増加
- ② 放課後のこどもの居場所の不足
- ③ 地域コミュニティの希薄化
- ④ 分館公民館の活用が少ない

2 概要

分館公民館を地域住民の居場所とするため、分館公民館の部屋を地域の人がいつでも利用できるよう開放を行う事業に対し補助金を交付する。

3 対象

区・自治会

4 対象事業

分館公民館の部屋を地域の人がいつでも利用できるよう開放を行う事業

例) 近所の高齢者等のクールスポット、高齢者が子どもと将棋等で遊ぶ場、放課後の小中学生の居場所、自習室

5 対象経費

公民館での居場所づくりに必要な経費（謝金、消耗品費、保険料等）

6 補助要件

- ① 月2回、1回2時間以上開設
- ② 事業の実施を地域に周知していること。
- ③ 地域の方は、区・自治会員でなくても利用できること。

7 補助金額

月 4 千円を上限に補助、小・中学生が参加すれば月 1 千円を加算

(1 区・自治会当たり最大 6 0 千円)

8 スケジュール

～ 6 月末 子どもの居場所づくり補助金申請終了

7 月 1 日 新要綱施行

9 その他

- ① 令和 7 年 6 月末までに申請のあった京田辺市子どもの居場所づくり補助金申請は、従来どおり取り扱う。
- ② ①で申請のあった区・自治会は、令和 7 年度は本補助金の支給上限額を 6 0 千円－子どもの居場所づくり補助金額とする。

※ 京田辺市子どもの居場所づくり補助金

地域の全ての子どもを対象に分館公民館を活用して子どもが気軽に立ち寄ることができる子どもの居場所づくりに係る事業に対する補助金

① 子どもの居場所づくり開設事業

開設初年度のみ開設経費を補助 上限 5 0 千円

② 子どもの居場所づくり活動事業

事業経費を補助 上限 2 0 千円